

# 売買契約約款

お客様《買主》（以下乙という）と、有限会社佐久間電機商会《売主》（以下甲という）は、本約款の通り、売買代金を支払い、商品を引き渡すものとする。

## 第1条（目的）

本約款は甲と乙との中古機売買にあたり当事者間の権利義務関係を明確にする。

## 第2条（瑕疵担保責任）

甲は、物件の瑕疵担保責任（隠れた瑕疵を含む）について一切負担しないものとする。

現状有姿渡し条件の為、時間経過・気候などいかなる要因による故障、不具合、油漏れ、バッテリー不良等であっても、乙が負担するものとし、甲は一切の責任を負わないものとする。

新車の場合はメーカー保証の対応となります。

## 第3条（支払方法）

乙は甲に、商品の売買代金を引き渡し前かつ注文から1週間以内に現金により支払うものとする。

## 第4条（所有権移転）

商品現物の引き渡し、売買代金の確認をもって、その所有権が移転するものとする。

## 第5条（契約解約）

1. 甲は引き渡し前に機械のコンディションの変化、その他、甲がやむを得ないと判断した場合、甲は本契約を解除することができる。また、契約解除による乙の負った損害は一切負担しないものとする。
2. 乙が本契約の一にでも違反し甲が相当期間を定めて催告したにも拘らず乙が当該期間内に是正しないときは、甲は通知催告を要しないで本契約の全部または一部を解除することができる。

## 第6条（合意管轄）

本契約に基づくすべての紛争は、甲の本店所在地の管轄地方裁判所又は管轄簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

## 第7条（協議解決）

本契約に定めのない事項、または本契約の解釈に疑義の生じたときは、甲乙誠意を持って協議して解決するものとする。